

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回連携推進委員会」
議事次第

日 時：2018年2月23日（金）15:00-17:00

場 所：(特活) ワールド・ビジョン・ジャパン 事務所 会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) 釜山民主主義フォーラム2018について
- (2) NGO連携無償資金協力事業における医療行為について

3. 協議事項

- (1) 国際機関と日本 NGO の連携強化に基づく日本のプレゼンス強化について
- (2) NGO 活動環境整備支援事業の今後について
- (3) 日本 NGO 連携無償資金協力への要望事項について

4. 閉会挨拶

●小美野剛（ジャパン・プラットフォーム NGO ユニット副代表幹事）：

時間になりましたので、第3回連携推進委員会を始めます。本日はワールド・ビジョン・ジャパンに会場をお借りしております。インターネットで音声継もしており、福岡と山形の参加者につながっています。また、twitter でハッシュタグ #連携推進委員会 をつけてつぶやいていただくとこの会場のスクリーンに表示されますので、ご質問などをぜひ積極的につぶやいていただければと思います。

○垂井俊治（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

外務省民間援助連携室の垂井です。初めにいつものとおり、3点注意事項を申し上げます。第1に、本日の議事録は逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いします。第2に、発言者は、最初に所属とお名前を御紹介の上、御発言をお願いいたします。最後に、御発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

1. 冒頭挨拶

●稲場雅紀（市民ネットワーク for TICAD 世話人）：

みなさんこんにちは。本日は通常外務省で行うことが多いのですが、ワールド・ビジョン・ジャパン事務所の会場をお借りして、外務省を飛び出して開催いたします。外務省のみなさま、遠いところお越しくださり、ありがとうございます。twitter 中継もありますので、ぜひハッシュタグをつけてつぶやいていただくとよいかと思います。本日は報告事項2点、協議事項として3点が議題となります。

以前、連携推進委員会は停滞していたこともありましたが、今年はがんばって、連携推進委員の数も増えまして、全国の NGO の声を集めて、N 連・N 環の改善策についても、積極的に議論がなされています。国連との連携という新しい議題もあります。

本日は活発な議論を期待しています。

2. 報告事項

(1) 釜山民主主義フォーラム 2018

●若林秀樹（国際協力 NGO センター 事務局長）：

韓国・釜山で 2018 年 1 月 21-22 日に開催された、市民社会による「釜山民主主義フォーラム 2018 (Busan Democracy Forum 2018)」に参加してきました。アジアを中心に海外から多くの NGO を招聘し、韓国内 NGO、政府、専門機関が一堂に会し、日本政府も参加する民主主義共同体 (COD = Community of Democracies) が共催に入っていました。その成果として、釜山宣言ということで、JICA への期待の声も含まれたので報告いたします。

SDGs には 17 の目標、169 のターゲット、234 の指標があり、これまで 234 で測りきれない指標について、COD ではゴール 16 だけでも 30 ほどの追加指標を作ってきており、例えば 16-1 の 10 万人あたりの殺害人数について、負傷者の数や難民を入れるべきという議論が政府間で行われています。フォーラムでは、さらに市民社会として、ゴール 16 にどういった追加指標を入れるべきかディスカッションしました。市民社会をはじめ、政府機関、国際機関、学識経験者が集まるマルチステーク・ホルダーによる

議論が行われ、追加指標についても議論されました。その場には KOICA の責任者もいらっしゃって、基調講演をされております。

釜山は民主主義の起点の場所。開発協力に関する重要な会議である援助効果の HLF も 2011 年に釜山で開催されました。そのため今回も人権、民主主義をテーマということもあり、釜山で会議が開催され、釜山宣言が採択されました。アジアでは SDGs16 の推進のためには、韓国だけでなく日本政府への期待も高く、具体的に JICA への期待が入っていました。民主主義と人権を推進する会議を今後もアジアで開かれればよいと考え、報告させていただきました。

●稲場雅紀（市民ネットワーク for TICAD 世話人）：

釜山の会議では、アジア各国から多くの市民社会関係者が参加し、ちょうど来年日本で開催される G20 サミットに参加する 5 か国の市民社会代表が参加していたので、来年の G20 に向けたネットワークも立ち上げる形になりました。アジアのネットワークを形成する意味でも非常に有効でした。

●若林秀樹（国際協力 NGO センター 事務局長）：

国内外から約 3 百名が参加しました。JICA からは法整備の専門家も参加されたので補足しておきます。

●小美野剛（ジャパン・プラットフォーム NGO ユニット副代表幹事）：

日本も韓国に負けずに市民社会と政府の連携に力をいれてほしいというご意見が Twitter でも発表があったので、日本も負けずにぜひ支援していけるとよいと思います。

（2）NGO 連携無償資金協力事業における医療行為について

●堀江良彰（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会 連携推進委員）：

NGO 連携無償資金協力事業において、次年度より医療行為について対象外になるという報告がありました。具体的にどういった手引きの内容がどういうかたちになるのかについて、タスクフォース、GII/IDI 懇談会といった場で協議されてきました。このたび、添付資料 2 に来年度手引きの案もあるので、案に至った背景、内容を説明いただくとともに、どういった内容であれば可能なのかについて紹介いただければと思います。今後、来年度以降保健関係等医療行為に近い案件について考えていく際の参考となる議論をしていきたいと思うのでよろしくをお願いします。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

N 連における医療行為については、開発途上国で支援に関わる医療従事者及び患者双方を医療過誤から守るため、法的枠組みや医療賠償責任保険等が現状では十分に整備されていないことから、平成 30 年度から原則支援対象外とする方針を取ることとし、その旨を第 2 回連携推進委員会でご説明申し上げました。その後、GII/IDI 懇談会主催の会合において、保健医療分野の事業を実施する NGO と民連室で本方針に関する意見交換を行いました。その場で寄せられた NGO の皆様のご意見を、本日お配りしている N 連の手引き案に反映させました。手引きの改定については、具体的には意見交換の場で、自動血圧測定器を使用した血圧測定は医療行為に該当しないものの、水銀血圧計等の手動式血圧計の場合は医療行

為に該当するといったお話があり、これも N 連で支援対象外になるのかといったご質問もいただきました。こうしたご質問を踏まえ、例えば手動式血圧計による血圧測定などは医療行為に該当すると見なされるものの、医療過誤を引き起こすリスクの程度や開発協力の観点から、N 連の支援対象として妥当と考えられる行為もあり得ると考えられることから、医療行為については、原則として支援対象外とするということで、一律に支援対象外とはしないことが明確になるように手引きの記載を工夫するようにしました。具体的にはお手元の手引き案の通りですが、医療行為に関しては、3 (3) に列挙されている「例外なく支援対象外となる事業」の一つとして追加するのではなく、別途 3 (4) を設け、原則として支援対象とならない事業として追加しました。また、医療行為の現場での指導・同行等の可否について多くの方から質問をいただきました。これについてはいまでも医療過誤のリスクが高いと判断される医療行為の現場でなければ支援対象としていましたが、NGO の皆様のご関心が高いことから手引きに記載することにしました。手引きではリスクが高い医療行為を伴う現場において、日本人及び現地医療従事者が指導・同行等することも支援対象とはならないという表現になっています。しかし、リスクが低いと考えられる医療行為の現場においての指導・同行等は、原則支援対象とする方針です。なお、医療過誤のリスクの高低については、事業実施国の保健医療事情等も勘案して、申請団体と協議をしながら個別に決定していきたいと考えています。第 3 回タスクフォースでの議論については、GII/IDI 懇談会主催の会合を踏まえて改定された手引き案を民連室から提示して意見交換を行いました。手引き案についてはご理解をいただいたと理解しておりますが、いくつかのご要望・ご提案をいただきました。その一つとして、今後現地で医療賠償責任保険に加入できるようになるなど環境が整えば、医療行為を支援対象とすることを検討してほしいというご要望がありました。これは、そうした状況になれば、当室としても検討していきたいと考えております。また、保健医療分野の事業を申請する際の参考となりますよう、どのような行為が支援対象あるいは支援対象外となるのか、具体的な事例を共有してはどうかと今もご提案をいただきましたので、ここでいくつかの事例を紹介したいと思います。まず、現地医療従事者が行う感染症検査の日当、交通費などの費用負担については、感染症の検査自体は医療行為に該当するため支援対象外としました。ただし、感染症検査キットの供与や検査キットの使用方法に関する研修は支援対象としています。

2 番目の事例は、助産師対象の研修内容策定のために、助産師による妊婦健診に立ち会い、スキルチェックを行うことは支援対象としました。これは医療現場に立ち会うことになるものの、妊婦の検診は比較的緊急性がなく、医療過誤につながるリスクは低いと判断し、支援対象としたものです。

3 番目の事例です。医療機器を供与する事業では、医療機器の使用法の指導について、医療行為を伴わない方法、すなわちロールプレイや座学での研修を行うとともに、供与先の病院の医師数名を日本の病院に招聘し、実際の医療現場において医療機器の使用法を見学させることとしました。このように、研修対象者が医療行為を行わず、研修の一環として医療現場、これは現地・日本を問わないわけですが、医療現場を見学することは支援の対象としています。

なお、これらはあくまでも事例であり、すべての申請事業にそのまま該当するというわけではありません。実際には、事業実施国の保健医療事情や、当該行為を N 連事業で行う妥当性等を確認した上で個別に判断していきたいと考えています。また、タスクフォースにおいて、保健医療分野の事業を実施する NGO に、GII/IDI 主催の懇談会での会合のように別途詳細を説明する場を設けてほしいとのご要望もいただいております。このご要望を受けて、別途保健医療分野の NGO の方々に、事例も含めて、本方針

に関する詳細を説明する会合を開催したいと考えております。他にも、医療過誤に加えて事故といえば、自動車事故も皆さんにとって危険を伴うものです。これについても、ぜひとも事業を行う上でぜひ気を付けていただきたいと思います。

●堀江良彰（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会 連携推進委員）：

個々の事例で変わるということで了解しました。様々な団体が付度して申請しないということがないようになればと思います。あと確認ですが、日本への招聘というのは、現地の医療者だけでしょうか。現地のスタッフでも医療従事者であれば日本に招聘できるという理解で宜しいですか。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

誰を呼んでいいのか、ということについては、呼ぶ人がどういう役割を持った人なのか、N 連の事業の中で呼ぶことが本当に必要なのかどうかということを見ながら判断したいと思います。

3. 協議事項

(1) 国際機関と日本の NGO の連携強化に基づく日本のプレゼンス強化について

●折居徳正 (NGO 安全管理イニシアティブ コーディネーター) :

議題の提案説明をいたします。現在 N 連を外務省・NGO にとってより使いやすいものにして、NGO がさらに途上国で活動が展開できるように意見交換を進めています。ただ、同時に政府資金のみならず民間資金や国連資金等、資金源の多角化も重要だと考えます。日本政府も国際社会に対して、様々なかたちで貢献しており、その中で、国際社会での支援活動での日本のアクターのビジビリティを高めることも、優先度を高めて取り組んでいるかと思えます。その点で、NGO も国際機関との IP 契約を増やすということは努力をしており、2018 年度から IP (Implementing Partners) 契約に至った団体もありますが、まだ構造的な問題もあると考えます。

1 点目は、国連機関や他国の政府機関との契約となると、現場で人脈を構築したりする必要がありますが、それにはそのための活動資金やそのようなことが可能な人材が必要となります。しかし、この場で議論して来ている通り、政府資金による一般管理費が欧米に比べて低く、自己資金をかなり事業に投入していく必要があるのが現状です。

2 点目は、国連資金のみで事業をするのが難しいので、どの国の NGO も並行して政府資金を使って事業をしていますが、現在の N 連、ジャパン・プラットフォームのスキームにおいて、申請から承認までのプロセス、原則 3 年となっている事業期間等の点から、マッチングがしやすいかという点はあまり考慮されていないと考えます。

3 点目として、国連は現場で権限を持って契約しているので、人道危機が起こったときに現地で駐在をして人脈を築かなければ契約は難しい実態があります。こういった課題意識があるなかで、国連との連携強化については連携推進委員会の中期計画にも入っていますが、中期計画ではまずは N 連や N 環の改革の協議をつづけてきました。しかし、次年度は国連との連携強化の課題について、優先度をあげて取り組んでいければと考えているため、その点に関する外務省の見解をお聞きしたいと思います。

○牛尾滋 (外務省国際協力局審議官/NGO 大使) :

我が省の立場ですが、河野大臣は、国連への拠出金というのは国民によく説明できていない、何に使われているかわからないという危機意識をもっておられます。更に、要するに日本人職員が **under represented** ではないのかということで、補正のイヤーマークを使ったらどうかということで取り組んでいるところです。両方を考えると、やはり IP 契約は主要な政策として進めていかなければならないと思えます。2017 年に国際機関にどの程度拠出金として出したのかというと、当初は 327 億円で、主要なところは、UNDP が 76 億円、UNHCR が 42 億円、UNICEF が 21 億円、WFP が 6 億円ですが、当初に加えて補正が多く、これはイヤーマークをする形でやっております。その補正全体が 1,107 億円となっています。主要なところは、UNDP が 184 億、UNHCR が 77 億、WFP が 74 億、UNICEF が 67 億で、補正は今年もある一定部分は邦人の昇進、あるいは新規採用に使っている。邦人がいれば、IP 契約について日本の NGO を優先してやってくれということは言えるのかなと思えます。IP をすすめる環境については徐々に整いつつあると思っているところです。すでに IP 契約の実績のある団体とは外務省と意見交換をしています、これもどんどん進めていきたいと思えます。

管理費は極めて重要なご指摘をいただいたと思っています。増やすという方向ではあります。ただ、財政当局との話し合いもあります。この政策も管理費が必要な理由の1つになると認識しています。河野大臣には、NGOの強化策を考えてほしいと個人的に言われていますので、その一環として、重要事項で協議したいと考えています。

◎小坂順一郎（国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所 シニア・リエゾン・アソシエイト）：

国連と日本のNGOが現場でいかに協力するかという点、特にIP（Implementing Partners）やPPA（Project Partnership Agreement）のような事業を通じたパートナーシップがどのように成立するのかわかる点ですが、簡単に言うと、いかに迅速に現場への展開を日本のNGOが実現するかにかかっていると思います。すなわち、自己資金で早い段階に現場で効率的な事業を展開し、現地のコーディネーションメカニズムに参加してプレゼンスを高め、国連のプログラムオフィサーとの信頼醸成が必要となります。優れた実践例として、ウガンダ北部における南スーダン難民緊急対応で難民を助ける会、ピースウィンズやセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなどが早い段階で現地に入り、自己資金で事業を展開し、調整会合でも発言しプレゼンスを高めていきました。現地のコーディネーションメカニズムに入ることで、プロポーザルへの声がかげがあり、期限通りにプロポーザルを提出していました。このような努力が実り、2018年には難民を助ける会、ピースウィンズやセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとUNHCRの間にパートナー契約が実現しています。このことから分かるように、いかに早く現地に展開し、事業を始め、コミュニケーションを行っていくかということが重要となります。このような迅速な現場展開を実現するためには、個別の人道危機やセクターに限定したプロジェクト・ベースでのお金ではなく、NGOの体力強化につながる年間のプログラムベースの資金協力を実現することが重要です。NGOの体力強化とはどういうことかといいますと、人道危機や難民が流入してからお金の交渉を始めても遅いので、人道危機が発生する前から現地で展開したり、事業展開の準備をしたり、緊急派遣のチームを編成したり、物資調達メカニズムの構築、危機対応想定計画、人材の確保・育成・維持、安全管理の研修なども普段から受けておけば対応できると考えます。また、UNHCRが本部で行っているNGOの年次総会などに、アドボカシーなどの政策決定や方針策定の段階から日本のNGOが入って行って、方針に反映されて、現場でも実際に本部のレベルでも行われる議論に従った案件形成ができるなどを通じてUNHCRとのパートナーシップがさらに促進されます。日本のNGOの資金はイヤーマーク（資金項目の割当て）が厳格であるため、他のNGOと連携しようとしても、横の広がりできません。他の支援機関とも連携できるような、多少余裕のある資金支援も必要です。新しい人道危機がおきたときこそ国連との新規事業獲得の好機となりますが、そのような現場は必然的に危険な場所であったり、安全リスクが低くない状況が多くなります。そのため安全リスクが高い場所でも、NGOが活動できるような政府からの支援や、世論への働きかけがあると良いと思います。

○垂井俊治（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

日本政府との関係について、大使館に話がかたちになっています。そこから本省に連絡がいきます。大使館の評価が重要なので、大使館で日本のNGOと国際機関が連携しているといいと思いますし、またさらにプラスなのは日本職員が関与しているとよいと思います。

◎小坂順一郎（国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所 シニア・リエゾン・アソシエイト）：

もう1点追加したいのですが、UNHCRも日本政府の補正予算より拠出を受けています。NGOもジャパン・プラットフォーム（JPF）を通して補正予算の拠出を受けているため、UNHCR駐日事務所とJPF加盟団体間で、補正予算の拠出を受けるプロジェクトに関して情報共有を過去2-3年行っています。特に活動地が重なるイラク・シリアや南スーダンおよび周辺国において、それぞれどのような補正予算関連のプロジェクトを実施しているか情報共有をし、現地での連携実現に向けて側面支援しています。

●山本理夏（ピースウィンズ・ジャパン 海外事業部長）：

UNHCRとのパートナーシップ契約について、ウガンダのケースを紹介させていただきます。2018年1月からウガンダでもUNHCRのIP契約を結ぶことができました。

経緯としては、2016年秋にJPFから支援を受けて現地の調査に入り、その冬からJPF助成にて難民支援の緊急事業を開始しました。難民キャンプの給水タンク設置といった緊急性の高い事業からはじめ、そのあとWASHという水・衛生セクターの活動全体に支援内容は広がりました。現在はトイレとシェルターの建設支援を中心にJPFとしての事業を継続しつつ、UNHCRの事業を新規展開することになっています。

UNHCRとのパートナーシップ契約は、昨年6月にUNHCRからパートナー公募の公示があり、それに応札し、その後半年くらい採択かわかりませんでした。12月に採択の連絡がありただちにプロポーザルをだしました。1月から事業開始しましたが、契約にサインしたのは2月初頭で、契約交渉しながら現場の事業を運営している状態でした。公示に応札する前途は、かなり大使館の方と密に連絡をとり、日本大使館にフルにサポートいただきました。東京ではUNHCR東京事務所の小坂さんを通じたプッシュがありました。私自身も外務省の関係課にお願いしました。また昨年のジュネーブUNHCR本部でのNGOの年次総会にもスタッフを派遣しています。

UNHCRの契約をとるときには、現地でプレゼンスがあることが重要です。また現地に決裁権限を持った人が現場で交渉できることが大事です。外国から来ている団体、日本の団体なので、UNHCRのお金だけでなく他からも集めてくるのかということも問われます。

今後の課題としては、専門性を持つ人材の確保ができる人件費がだせるか、長期雇用ができるか、などもあります。なので、人材面でも何らかのかたちで連携できる中期計画が立てられるといいと思います。

●小美野剛（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事）：

戦後最悪の人道危機といわれる中で、外務省・NGOともにこうした議論を展開できればと思います。

（2）NGO 環境整備支援事業の今後について

●今西浩明（国際協力NGOセンター 連携推進委員）：

NGO活動環境整備支援事業（N環）については、第2回連携推進委員会でも議論し、N環を活動した団体から成果などを報告していただきました。アンケートに基づいて意見交換を行い、要望についても、佐藤室長からご回答をいただきました。本件については、連携推進委員の委員と外務省のタスクフォー

スでも継続して議論しています。今年度があと 1 か月くらいです。要望を踏まえたうえで、来年度の 4 つの N 環スキームがどのようになっているのかを聞かせていただける範囲で教えていただきたいと思います。N 環を活用している団体から、事例と共に、要望事項もお伝えいたします。N 環の今後の更なる発展、また必要に応じて変えていけることを意見交換していきたいと思います。ついては、4 つのスキームについて、使っている団体から事例をご紹介します。

●堀内葵（国際協力 NGO センター アドボカシー・コミュニケーショングループ）：

NGO 研究会の事例について報告します。当センターでは過去に NGO 研究会を活用し、NGO と企業の連携、NGO の開発効果向上、広報能力強化、ポスト MDGs と NGO などの研究を行ってきました。今年度（2017 年度）は「日本の NGO による、アジア・アフリカ諸国における政府と現地 NGO の対話プロセス構築支援の方法に関する研究」というテーマのもと、特に SDG ゴール 16 に着目し、政策環境の研究および上記テーマに関する能力強化を目指して取り組んでいます。

2013 年度は NGO 研究会の資金を活用し、ポスト MDGs について議論する国連総会に出席し、加盟国間の議論や NGO による会議に参加することができました。また、その成果を東京・名古屋・大阪・福岡にて開催した報告会で発表することにより、ポスト MDGs の策定過程における NGO の関与や役割について、100 名を超える NGO 関係者に伝えることができました。

2016 年度の SDGs モニタリング・評価ツールの作成によって、SDGs を自団体の活動に盛り込む方法を研究しました。2016 年度・2017 年度のグローバルフェスタ JAPAN のテーマが SDGs でもあったことから、多くの団体が SDGs に関する取り組みを始めるきっかけになったと感じています。

2017 年度の NGO 研究会においては、SDGs の進捗を各国が報告する国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）に参加し、韓国の市民社会とサイドイベントを開催しました。このサイドイベントにおいて SDGs ゴール 16 の重要性を強調し、NGO 研究会のテーマでもあるアジア・アフリカにおける政策対話を進めた結果、本日の報告事項にでも取り上げられた通り、2018 年 1 月に韓国・釜山で開催された「釜山民主主義フォーラム 2018」に JANIC からの 2 名を含む、NGO4 名が登壇者・モデレーターとして招聘され、国際会議の場でゴール 16 の各ターゲットおよび自発的国別レビュー（VNR）の評価について発表することができました。また、こうした国際会議の場において、アジア各国から参加する NGO との交流やネットワーキングも可能となりました。なお、同フォーラムには JICA 専門家も参加しており、日本国内におけるゴール 16 の実施についても有意義な意見交換をすることができました。

このように、NGO 研究会は、政策提言の内容や手法を研究することにより、国際会議への参加や発言、その後のネットワーキングを可能にする重要なスキームであり、日本の NGO 全体への裨益効果が極めて高いものだと評価できます。

●稲場雅紀（市民ネットワーク for TICAD 世話人）：

NGO 研究会の好事例を調べました。平成 28 年度にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが行った脆弱国における NGO の役割についてですが、緊急事態にある国々における子どもの教育をどうするのかという、優先課題になりにくいテーマを NGO 研究会で取り組みました。レバノンで現地調査をして、関係者との意見交換をしました。英国の NGO 職員を招へいし、関係者との協議やシンポジウムを開きました。良い点は、日本政府のお金でやることで、日本の政府がこのテーマに人道的観点から重点をおいている

ということをアピールできました。この研究会で行った現地調査、文献調査は、実施案件をつくるうえで役に立ちました。日本のイメージをよくする、案件形成をするということで、非常に有意義でした。こういう課題を迫るかたちでの NGO 研究会が、案件形成にも役に立ち、日本のイメージもよくするので、一石二鳥です。

●今西浩明（国際協力 NGO センター 連携推進委員）：

海外スタディプログラムについてお願いします。

●西山美希（シェア＝国際保健協力市民の会 法人連携・普及啓発担当）：

海外スタディプログラムは平成 28 年度には 13 名の参加があり、そのうちの一人として当会の東ティモール事務所のスタッフがタイの大学で実習しました。東ティモールで学校保健の活動をしていますが、そこで 1 週間研修をしました。学校保健の国際的なフレームワーク、アジア各国のそれぞれの取り組み、今回東ティモールの N 連の活動に学んだことを入れることができました。スタッフとして自信をもって活動することができ、国家戦略づくりの保健分野にも生かされたのでとても意義がありました。スタッフからの希望としては、この研修は日本人が対象ですが、東ティモールの現地スタッフも同行しました。しかし現地スタッフには費用ができません。日本人スタッフとセットで現場のスタッフも参加できるとよりよいのではという話がでています。よりもっと使いやすようと考えた際に、いくつか研修機関が国内にもあり、例えばアジア学院（栃木県の農村指導者養成の研修施設）や、愛知県のアジア保健研修所などもあり、海外からも多くの研修生が来ているので、こうしたところにもプログラムが使えたらよいのではないのでしょうか。また、国内の NGO 間でも学ぶことがたくさんあります。国内の小さい NGO や新しい団体が、先進的な NGO の国内の団体に学ぶような機会に活用できるとよいのではないかと思います。特にネットワーク NGO このような可能性があると思います。

●松浦宏二（チャイルド・ファンド・ジャパン 事務局次長）：

海外スタディとインターン制度についてお話しします。海外スタディについては、子どもの問題を中心に活動していますが、チャイルドプロテクションに関する国際的なスタンダードといったものを守りながら事業をすることが求められています。そうしたことに遅れないように事業をするために、海外で行われている研修に参加する必要があります。具体的に、私たちは今回、事業実施におけるプロテクションだけではなく、子どもに対するプログラムの組織として、イギリスに本部がある団体の国際スタンダードに関する研修に参加したいと思います。最近 Oxfam が話題になっていますが、海外において事業実施のスキャンダルにかかわるような問題をどう防ぐのかについて、なかなか日本の NGO は意識をもって対応できませんし、または予防の知見がありません。それは国際的な動きの中で学んでいけるとよいので、海外スタディプログラムも活用できるのではないかと思います。

インターンシップ制度については、広報担当のスタッフとして今年 1 名、この資金で雇用しました。なかなか私たちは既存の支援者以外にアプローチする方法が弱いと思います。人材、マンパワーが足りないのでできませんでした。これをご支援いただいたおかげで、スポーツを通じた子どもの開発事業を行っています。この広報をうまくできました。日本のラグビー協会からラグビーの選手をフィリピンに派遣し、プログラムに参加していただきました。たまたま毎日新聞が取材に行く際に働きかけた

ころ、面白いということで、1面に写真付きで紹介してくれました。西日本版の毎日新聞で、このように大きく取り上げられることがこれまでなかったので、大変大きな効果を得ています。また、先日も記者の方からまた取材をしたいということもいわれています。こうしたことをするには、人手が必要となります。働きかけがあったときに、すぐ対応できるような人材が必要なので、このインターンシップのサポートは大変ありがたいです。2019年には日本でラグビーのワールドカップが行われます。来年の活動に向けてインターンシップで来ていただいている方に継続して当団体の活動を広報してもらいたいと思います。

●林裕美（AMDA 社会開発機構 プログラムコーディネーター）：

NGO インターンおよび NGO 相談員について報告をいたします。当方には、何年か前にこのインターン制度を活用し、地方で活動を続けたいと、その後も職員として数年勤務した方がおりますし、今も働いている方もいます。地方でも国際協力の活動をしたいという方はいますし、地方の団体にとっても、資金面での補助はありがたいので、これからもこの制度を活用していきたいと思います。NGO 相談員制度については、必ずしも大きくない（経験が少ない）NGO さんからの現地で活動を実施したいという相談が、JICA の草の根事業につながった例、N 連のパートナーシップ事業につながった例もあります。公的資金に加えて、岡山の助成金や自己資金を活用し、事業につなげた例もあります。そういうかたちで、経験が多くない NGO が現地で事業を行う手伝いできたという意味で有効でした。事業運営における、広報・ファンドレイジングについても相談に乗ることがあり、それが発展して企業との連携につながった例もあります。情報提供ということでは、インターンとして活動できる NGO の紹介、地方に住んでいる外国人への情報提供なども行っています。重要な点として強調したいのは、結果的に各団体さんの事業実施につながったという点において、相談の最初のきっかけは、地方出張でブースを出した時に相談に来ていただいたということです。地方で国際協力活動を行っている NGO 団体は少なく、関心のある層が近隣で情報を得られる機会は多くありません。相談員制度により各県に出張をすることで、地方の関心のある若い方などに情報を提供できます。出張サービスはそういった方々との最初の窓口になり得ますので、非常に重要と考えます。

●若林秀樹（国際協力 NGO センター 事務局長）：

明日の夜に出発し、ロンドンで開催される BOND という英国ネットワーク NGO が開催する、欧州最大の国際協力の会合に参加します。海外スタディを申請し、認められました。今後、アジア最大の国際協力に関する会議を日本でも開催したいと考えており、2019年に第1回開催を計画しています。そのために BOND 会議に出席し、様々なノウハウを伺って、それを学んで 2019年の開催に結び付けていきたいです。国際協力に関わるアクターが増えています。企業・自治体・NPO・大学などが一堂に会して学ぶ機会をつくりたいと思います。単に国際会議に参加するというのは、本来海外スタディプログラムの趣旨に合わないと思いますが、こうした国際協力を盛り上げる学びの機会にも活用していけるとよいと思います。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

N 環を使われている方の生の声を聞けて大変嬉しく思います。私もおとといは、JANIC の NGO 研究

会のシンポジウムに参加させていただいて、話を実際にしてきました。先ほど JANIC さんから話を聞いたら非常に良いイベントだったということではっとしました。研究会の将来という話が出ていましたが、これについてはタスクフォースでも何度も話をしています。例えば海外スタディについて国内でもできないかというご提案もいただいております、こうした小さな変化で大きな効果をもたせられるということであれば、可能な範囲でできるだけ皆さんが使いたいような方向で検討をしていきたいと考えております。一方で、N 環のスキームのうち、研究会のように趣旨を変えるような大きな改革をしたほうがよいというようなアイデアも NGO 側からいくつかいただいております、これについてはタスクフォースの中で協議を続けていきたいと思っております。

●今西浩明（国際協力 NGO センター 連携推進委員）：

来年度変わることがあればご紹介いただきたいと思っております。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

タスクフォースの中でもまだ答えが出ていない状況ですが、たとえば先ほどでしていた海外スタディプログラムについて、国内でもスタディができないのかについては、前向きに考えていこうかなと考えておりますが、タスクフォースでも答えが出ていませんので、来年度間に合うかどうかはわかりませんが、考えていきたいと思っております。

●今西浩明（国際協力 NGO センター 連携推進委員）：

海外スタディは既に研修員の募集をしていますが、変更があるかもしれないということで、期待して待っていたと思っております。

（3）日本 NGO 連携無償資金協力（以下、N 連）への要望事項について

●市川斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

前回の第 2 回連携推進委員会は限られた時間だったので、今回じっくり議論できる時間をとっていただきありがとうございます。N 連の要望事項について、15 くらいに絞りました。NGO 側にとって、一般管理費の拡充は非常に大きなことです。前回は法定福利費等についても伺いましたが、ぜひ検討状況を伺いたいと思っております。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

一般管理費の拡充につきましては、皆様からのご要望について、その方向性を持って検討を進めているところです。外務省だけでは決められない部分もありますので、そここのところの作業をすすめているところです。

○垂井俊治（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

河野大臣からも話がありましたが、2 年前も拡充をしていますので、きちんとした説明をするために検証が必要で、検証するためにはデータや実際にどうなったのかというところを、JANIC や連携推進委員

の方々の協力を得て、アンケートを回収しました。また、来年度予算について、無償資金協力が 26 億円減った予算要求になっているという中で検討を進めているということをご承知おきください。

●市川斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

無償資金協力の予算が全体で 26 億円減ったということで、大変残念に思います。N 連で一般管理費が認められるようになり、社会保険、地代家賃などが補填されることによって、かなり安定した組織運営ができるようになりました。また、団体によっては国際会議に出席したり、広報費に充当できるようになりました。そして、資金調達ができたり、IP 契約につながるなど、一般管理費が 5%といえども呼び水になっています。例えば、アメリカの NGO の事例を共有します。政府資金に頼っていた団体が、一般管理費を増やすことによって、それが呼び水となり、民間資金調達ができるようになったという団体の事例が報告されています。一般管理費を増やすことで、さらに民間資金を調達することが可能となり、NGO の自立を促進できるという面があると考えます。まさに、ここが正念場だと考えていますので、無償資金協力は減っていても、ぜひ一般管理費の拡充をご検討いただきたいと思います。

さて、NGO 側の N 連の改善要望について別添の資料をご覧ください。表の No. で番号がとんでいるのは、前回の資料の No.を採用しているからです。

- ◆ No.4：安全対策について、JICA 以外の安全対策研修の費用も含めていただきたい。
- ◆ No.8：本部スタッフの法定福利費・広報関連業務に従事する人役を対象にさせていただきたいと思えます。
- ◆ No.10：固定資産は継続使用できるようにしていただきたい。
- ◆ No.14 の人件費：昇進等で単価が変わることもあるので、上限 20%を超えない範囲で単価を変えられるようにしていただきたい。
- ◆ No.1：現在対象外である現地オフィスの補修費・修繕費なども対象にさせていただきたい。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

No.4 の安全対策研修についてですが、外務省としても安全対策は当然のことながら重視しております。タスクフォースを通じて連携推進委員の方々からリストが提供されまして、日本の NGO にとってどの研修が有益かについて、連携推進委員の皆様から提案を待っているところです。そのうえで、N 連の支援対象としてどこまで対応可能かどうかを検討したいと考えております。

No.8 の法定福利費については、タスクフォースでも協議しているところですが、引き続き協議を続けたいと思います。広報に関しては、ODA 予算は現地に裨益させるという原則から、日本国内における広報やそれに従事する職員の人件費を含めることは困難だと考えます。

No.10 の固定資産についてですが、N 連事業を継続する場合、そして、N 連事業のフォローアップを実施する場合で必要不可欠なものについては継続的な利用を認める用意はあります。車両については金額が大きいことから、慎重に検討したいと思えます。いずれにせよ、継続利用を希望する場合は前広に相談していただければと思えます。

No.14 に関しては、供与額の費目間移動で対応可能な範囲、2 割以内の範囲であれば認めることとしたいと思います。事業変更報告の提出が必要となります。

No.17 については、N 連予算の節約の努力も必要ですので、その観点から、補修費・修理費は経年劣

化によるものはまずは家主の負担となるよう交渉をしていただきたいと思います。また現地の慣習等でそうした対応が最終的に困難な場合は計上可としたいと考えます。鍵の交換についても同様に考えていただきたいと思います。ただし、安全対策上交換を必要とする場合は、計上は可能としたいと思います。いずれにしても、現地でN連以外の事業がある場合は按分をしていただくようお願いしたいと思います。

●折居徳正（NGO 安全管理イニシアティブ コーディネーター）：

安全管理の経費について、タスクフォースで一度リストを提出しましたが、さらに踏み込んで説明や必要性を示すということでしょうか。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

はい。

●市川斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

- ◆ No.19：エアコン・扇風機・冷蔵庫について対象としてほしい。
- ◆ No.20：事務機器と家具の2年次以降の買い足しについて認めていただきたい。
- ◆ No.21：本部スタッフの時間外勤務手当については、No.14 同様に、20%以内の範囲であれば認めていただきたい。
- ◆ No.25 では、資金受け取り口座の開設についてですが、支出に関しては別口座からも支出が可能な旨を記載していただきたい。
- ◆ No.28：外部監査経費については、他の項目間移動は認められないとなっていますが、認めていただきたい。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

No. 19、20 についてお答えいたします。買い足しについて、あるいはエアコン・扇風機は対象外ということについてですが、これは複数年事業の2年目以降の買い足しを原則不可としているものです。1年目や単年事業では購入可能です。2年目以降で買い足しが必要不可欠な場合は、申請時に理由を説明していただくことで可否を検討していきたいと思います。No.21 の時間外勤務についてですが、まず、残業を前提とした事業設計はしないようにしていただきたいと思います。真に必要な時間外勤務が発生する場合は、供与額内訳の人件費の範囲内でご対応していただければと思います。No.25 ですが、N連の贈与契約で定められているとおり、N連は専用口座を設けることになっています。一方で、N連資金は複数通貨に分かれて運用することは必至ですので、専用口座とは別の通貨口座を利用することは運用上認めてきています。別口座の場合も、N連資金の出入及び取引の状況が明確になるよう、日頃から注意・整理をしていただきたいと思いますと考えております。こうしたことは運用上行われていることですので、誤解をさける観点からも、手引きに説明を加える必要はないのではと今のところは考えております。No.28 の外部監査の経費については、贈与契約締結時の使用レートによる差額が生じた場合のみ、現地事業管理費及び現地事業広報支援経費からの使用を認めることとしたいと思います。ただしこれも2割以内です。

●市川斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

- ◆ No.31：パートナーシップ事業用様式を作成していただきたい、というものです。様式の作成のミスを防ぐためにもお願いしたい。
- ◆ No.32：施設案件必要書類・必要事項は作成のハードルが高いので不要としていただきたく、無理であれば研修会を実施していただきたい。
- ◆ No.33：会計費目の項目がかなり分かれているため、項目の変更をお願いしたい。
- ◆ No.35：給与規程は提出するが、人事評価の内容は提出不要にいただきたい。
- ◆ No.36：講師と専門家の定義を記載していただきたい。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

No.31については対応したいと思います。かなり大きな変更なのでお時間をいただければと思います。No.32の施設案件必要書類・必要事項については、施設案件の適正を測る上で非常に重要な書類であり、これを不要とすることは今の時点では申し上げられません。最近、工事の瑕疵があったという事案もN連でおきていますので、今の時点では不要とすることはできません。一方で、ご提案いただいた資料作成の勉強会の機会を設けることは検討していきたいと思います。No.33の予算項目の整理は検討していきたいと思います。No.35について、人事評価の提示は不要です。昇給額の根拠が確認できる給与規定、そして当該職員昇給の事実と額がわかれば、人事評価の中身まで見せていただく必要はありません。No.36について、ワークショップのみにアレンジされるのが講師、事業全体にかかわっていくのが専門家、と分けています。気を付けていただきたいのは、専門家がワークショップで講師をする場合は専門家用務の一環として行うものですので、専門家に対する経費に加えて講師謝金というのはいらないようにお願いします。

●市川斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

会場からもし補足や質問があればお願いします。

●西山美希（シェア＝国際保健協力市民の会 法人連携・普及啓発担当）：

No.21の時間外勤務手当で、特別な場合は人件費の範囲内で対応可能ということでしたが、人件費の範囲内というのはどういう意味でしょうか。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

贈与契約に別添されている供与額内訳に人件費として計上されているものという意味です。例えば休みをとったことなどで余りがでてくることはあると思います。また細かい点についてはご相談いただければと思います。

●市川斉（国際協力 NGO センター 副理事長）：

民連室と NGO 側の連携推進委員のタスクフォースで率直な意見交換をしてきたことについて感謝しています。よりよいN連にするために今後ともよろしくお願いします。

○佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室 室長）：

私も室長になって 2 か月ほどですが、タスクフォースはやっていて充実していると考えています。前回時間が押しましたが、今回連携推進委員会がスムーズに進んでいるのは、タスクフォースで忌憚のない意見を出し合って、事前協議も行っているためだと思っております。今後とも続けていければと思っております。

●堀江良彰（GII/IDI に関する外務省/NGO 懇談会 連携推進委員）：

平成 30 年度の手引きが出るとは思いますが、いつごろでしょうか。説明会の見込みも教えていただきたいです。

○垂井俊治（外務省国際協力局民間援助連携室 首席事務官）：

説明会については、3 月 30 日金曜日の 3 時から 5 時に予定しています。もう少ししたら正式にご案内させていただきます。では、今回は NGO の方でご用意していただいた会場ですから、外務省の方から閉会の挨拶をお願いしたいと思います。

4. 閉会挨拶

○牛尾滋（外務省国際協力局審議官／NGO 大使）：

ずいぶん効率的な会議が開催できたと思います。これはまさに個別の議題ごとにタスクフォースがあるからで、非常によいと考えます。今日の議論を聞いていると、私は河野大臣から宿題をもらっていてどうしようかと考えていましたが、こういう議論を通じてやっていくのがよいのではないかなと、私としても有意義だと思った次第です。タスクフォースでやっているの、この会議で落ちていた視点もそこででてくると思うので、この形式はとてもよいと思いました。引き続きこうした形でやっていけたらなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(以上)